

【重要】『中小企業等経営強化法の経営力向上設備等に係る生産性向上要件証明書』の発行について
※2025 年 4 月 1 日様式が変更になりました。

平素は、（一社）日本科学機器協会（以下、日科協）の活動にご協力を賜り厚く御礼申しあげます。
当協会は『中小企業等経営強化法の経営力向上設備等に係る生産性向上要件証明書』を発行いたします。

令和 7 年度の税制改正において、「中小企業経営強化税制」の適用期限が 2 年間延長となり、工業会における製品の認定について、4 月以降は新基準で審査する事になりました。

生産性向上要件の指標については、「単位時間当たり生産量」、「歩留まり率」、「投入コスト削減率」のいずれかのみになります。

よって、従来認められてきました基準につきましても再審査の対象となりますので、予めご了承ください。

ただし、従来からの登録製品で、新指標と比較しても問題ない製品については(記入いただく様式は変更になりますが)、これまでと同様といたします。

1. 証明書発行要件

【対象設備】

「減価償却資産の耐用年数に関する省令」上の「器具又は備品」、細目が「試験又は測定機器」または、設備の種類が「工具」、細目が「測定工具及び検査工具」となる機器が対象となります。

【対象設備要件】

- ・要件①：一定期間内に販売開始した機器
- ・器具又は備品：6 年以内
- ・工 具：5 年以内
- ・要件②：生産性年平均 1 % 以上向上

※自社製品の一代前モデルとの比較においての生産性向上のことであり、現在使用している機器や、他のメーカー製品との比較ではありません。

【当協会が証明書発行に関し、確認する内容】

該当製品が要件①一定期間内に販売開始された機器であること及び要件②生産性が年平均 1 % 以上向上していることを確認した上で、証明書を発行いたします。

2. 証明書発行の手続き及び記載方法

①中小企業等は、当該設備を生産したメーカー等もしくは販売店などに証明書の発行を依頼。

②依頼を受けたメーカー等は、証明書（様式 1）及びチェックシート（様式 2）

に必要事項を記載の上、当協会事務局へ郵送にてお送りください。

③生産性が年 1 % 以上向上していることの比較対象となる根拠資料（カタログ・仕様書等など）最新モ

デルと一代前モデルの各1部ずつを、一緒にご提出ください。

ただし、同じ機器について2回目以降申請する場合、資料の添付は不要です。

④返信用封筒に宛名を明記して所定の切手を貼付の上、同封してください。

⑤当協会より様式1（証明書となります）と請求書（発行手数料）を返信いたします。

⑥記載上の注意事項

*製造事業者等の代表者氏名は、原則として担当部長以上の役職者、もしくは同等の立場にある者としてください。

*輸入品の代表者氏名は、当該企業の日本支社又は輸入代理店の担当部長以上の役職者もしくは同等の立場にある者としてください。

*印鑑は、公印ではなくとも結構です。

3. 費用

証明書発行手数料として、次の費用を請求いたします。

正会員・・・・・・・・・・2,000 円（別途消費税）

会員外・・・・・・・・・・6,000 円（ 〃 ）

4. 証明書のダウンロード ※2025 年 4 月 1 日様式 1 が変更になりました。

中小企業等経営強化法の経営力向上設備等に係る生産性向上要件証明書（日科協用様式①工具）

中小企業等経営強化法の経営力向上設備等に係る生産性向上要件証明書（日科協用様式①器具・備品）

【お問合せ先】

・証明書発行について

（一社）日本科学機器協会 事務局 菅（カン）

TEL：03-3661-5131

kan@sia-tokyo.gr.jp

※はじめて証明書を申請される際は、お問い合わせください。

<問い合わせ先>

■経営力向上計画の認定及び中小企業等経営強化法に基づく税制措置について【令和7年4月1日以降】

中小企業税制サポートセンター

TEL: 03-6281-9821（平日 9:30-12:00, 13:00-17:00）